

各種手続における電子メールの受付について

松本広域消防局では、行政手続の効率化と消防分野におけるDXを推進するため、火災予防分野における一部の手続について次のとおり電子メールでの受付を行います。

1 受付対象

- ①防火・防災管理者選任（解任）届出
- ②消防計画作成（変更）届出
- ③統括防火・防災管理者選任（解任）届出
- ④全体についての消防計画作成（変更）届出
- ⑤防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請
- ⑥防火対象物・防災管理・管理権原者変更届出
- ⑦防火責任者選任解任届出



【例外】次のいずれかに該当する場合には、対面又は郵送での対応としてください。

- ① 副本の返送等が必要なとき
- ② 届出等が10ページ以上になるとき



※消防署及び消防出張所の窓口受付は、午前6時から午後8時までとさせていただきます。

2 送信先

松本広域消防局予防課 ([shobo shinsei@m-kouiki.or.jp](mailto:shobo_shinsei@m-kouiki.or.jp))

※届出専用アドレスとなっています。

3 送信方法

- ①件名 届出の内容と防火対象物の名称を必ず記載してください。

件名	防火管理者選任解任届出書（株式会社〇〇）
----	----------------------

- ②本文 担当者氏名と連絡先を必ず記載してください。

本文	株式会社〇〇に係る防火管理者選任解任届出書を提出します。 担当者 株式会社〇〇 〇〇課 氏名 ●● ●● 電話番号 ●●●●●● メール ●●●●●●
----	---

- ③添付 届出書と添付書類※の形式はPDFとしてください。

- ④その他 必要に応じて【メール配信確認】や【開封確認機能】を活用してください。

【参考】届出書と添付書類

届出書	添付書類
①防火・防災管理者選任（解任）届出	<input type="checkbox"/> 防火管理者の資格を証する書面（防火管理者講習修了証等の写し）
②消防計画作成（変更）届出	<input type="checkbox"/> 消防計画
③統括防火・防災管理者選任（解任）届出	<input type="checkbox"/> 統括防火管理者の資格を証する書面（防火管理者講習修了証等の写し）
④全体についての消防計画作成（変更）届出	<input type="checkbox"/> 全体についての消防計画
⑤防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請	<input type="checkbox"/> 防火対象物の管理を開始した日を確認できる書類（建物の登記事項証明書・賃貸借契約書等） <input type="checkbox"/> その他
⑥防火対象物・防災管理・管理権原者変更届出	<input type="checkbox"/> なし
⑦防火責任者選任解任届出	<input type="checkbox"/> なし

4 送信後の対応

- ①送信された内容を確認し、消防署又は消防出張所から【受付年月日】と【受付番号】を返信します。
- ②返信されたメールは、届出書の写しと一緒に保管してください。
- ③補正等（修正等）が必要な場合には、管轄消防署又は消防出張所からメールに記載された担当者に電話又はメールで連絡します。

5 お願い

- ①受付対象以外の届出は送信しないでください。
- ②受信メールの確認は、平日の昼間に行います。夜間や休日は、受信メールの確認ができませんので、ご了承ください。
- ③補正等（修正等）が必要な場合には、管轄消防署又は消防出張所からメールに記載された担当者に電話又はメールで連絡します。
- ④複数の届出を一のメールで送信することも可能ですが、この場合には一の防火対象物ごととしてください。

（例）A社のB支店とC支店の防火管理者選任解任届出書と消防計画作成届出書を提出する場合

- B支店の届出を一のメールで送信する
- C支店の届出を一のメールで送信する
- × B支店とC支店の届出をまとめて送信する

⑤郵送による届出を行う場合で副本（消防署又は消防出張所の受付印を押したもの）の返送が必要なときは、届出書は2部（正本・副本）用意し、返信先を記載した封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。

【参考】消防署・消防出張所の管轄区域（担当区域）

消防署・消防出張所	管轄区域（担当地域）
丸の内消防署 TEL0263-35-2411 ✉ shobo_marunouchi@m-kouiki.or.jp	【松本市】 中央、大手、城東、丸の内、城西、宮淵、蟻ヶ崎、開智、女鳥羽、北深志、沢村、旭、深志、蟻ヶ崎台、城山及び大字蟻ヶ崎
庄内出張所 TEL0263-25-0669 ✉ shobo_shonai@m-kouiki.or.jp	【松本市】 県、埋橋、本庄、庄内、筑摩、神田、出川、出川町及び並柳
芳川消防署 TEL0263-58-4322 ✉ shobo_yoshikawa@m-kouiki.or.jp	【松本市】 中山台、大字中山、市場、野溝西、野溝東、野溝木工、平田西、平田東、村井町北、村井町南、村井町西、小屋北、小屋南、寿北、寿台、寿中、寿南、大字寿小赤、大字寿白瀬淵、大字寿豊丘、大字松原及び大字内田
神林出張所 TEL0263-86-0119 ✉ shobo_kanbayashi@m-kouiki.or.jp	【松本市】 大字神林、大字笹賀、大字空港東及び大字今井
渚消防署 TEL0263-25-3988 ✉ shobo_nagisa@m-kouiki.or.jp	【松本市】 巾上、渚、白板、中条、宮淵本村、新橋、井川城、鎌田、征矢野、両島、南松本、双葉、高宮中、高宮南、高宮西、高宮東、高宮北、笹部、石芝、南原、宮田、芳野、大字宮淵、大字島内、大字島立、大字新村及び大字和田
本郷消防署 TEL0263-46-2700 ✉ shobo_hongo@m-kouiki.or.jp	【松本市】 桐、美須々、大字岡田松岡、大字岡田下岡田、大字岡田町、大字岡田伊深、大字三才山、大字稲倉、大字水汲、大字洞、大字原、大字浅間温泉、大字大村、大字南浅間及び浅間温泉
山辺出張所 TEL0263-35-8185 ✉ shobo_yamabe@m-kouiki.or.jp	【松本市】 清水、元町、大字入山辺、大字里山辺、大字惣社及び横田
塩尻消防署 TEL0263-54-0119 ✉ shobo_shiojiri@m-kouiki.or.jp	【塩尻市】 大門一～八番町、大門泉町、大門幸町、大門並木町、大門田川町、大門桔梗町、大字大門、大字塩尻町、大字旧塩尻、大字柿沢、大字金井、大字峰原、大字上西条、大字中西条、大字下西条、大字堀ノ内、大字大小屋、大字長畝、大字棧敷、大字みどり湖、大字広丘堅石、大字広丘郷原、大字広丘高出、大字宗賀、大字北小野及び大字洗馬

消防署・消防出張所	管轄区域（担当地域）
広丘消防署 TEL0263-54-3010 ☒ shobo_hirooka@m-kouiki.or.jp	【塩尻市】 大字片丘、大字広丘原新田、大字広丘野村及び 大字広丘吉田
豊科消防署 TEL0263-72-3145 ☒ shobo_toyoshina@m-kouiki.or.jp	【安曇野市】 豊科南穂高、豊科光、豊科田沢、豊科高家、豊科、 堀金烏川及び堀金三田
梓川消防署 TEL0263-78-2090 ☒ shobo_azusagawa@m-kouiki.or.jp	【松本市】 梓川上野、梓川梓及び梓川倭 【安曇野市】 三郷明盛、三郷温及び三郷小倉
安曇出張所 TEL0263-94-2662 ☒ shobo_azumi@m-kouiki.or.jp	【松本市】 安曇及び奈川
穂高消防署 TEL0263-82-3262 ☒ shobo_hotaka@m-kouiki.or.jp	【安曇野市】 穂高有明、穂高北穂高、穂高、穂高柏原及び穂 高牧
麻績消防署 TEL0263-67-2992 ☒ shobo_omi@m-kouiki.or.jp	【麻績村】 【筑北村】
明科消防署 TEL0263-62-2992 ☒ shobo_akashina@m-kouiki.or.jp	【松本市】 反町、刈谷原町、七嵐、赤怒田、殿野入、金山町、 保福寺町、中川、穴沢、取出、板場、会田及び五 常 【安曇野市】 明科東川手、明科中川手、明科光、明科七貴及 び明科南陸郷 【生坂村】
山形消防署 TEL0263-98-4455 ☒ shobo_yamagata@m-kouiki.or.jp	【松本市】 波田 【山形村】 【朝日村】

6 問合せ

松本広域消防局予防課
 電話 0263-25-1599
 メール shobo_yobo@m-kouiki.or.jp



※問合せ対応は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとさせていただきます。